【2026年度版】小学生・中学生・高校生用

要保存 このパンフレットは1年間保管ください

保険会社が変更となるため、すでに「鹿児島県PTA連合会総合保障制度」に加入済の方も改めての加入お手続きが必要となります!!

大切なお子さまを24時間、365日補償！ 鹿児島県自転車条例対応

傷害総合保険

鹿児島県PTA連合会 総合保障制度

＼お子さまの毎日を安心して見守れる保険!!／

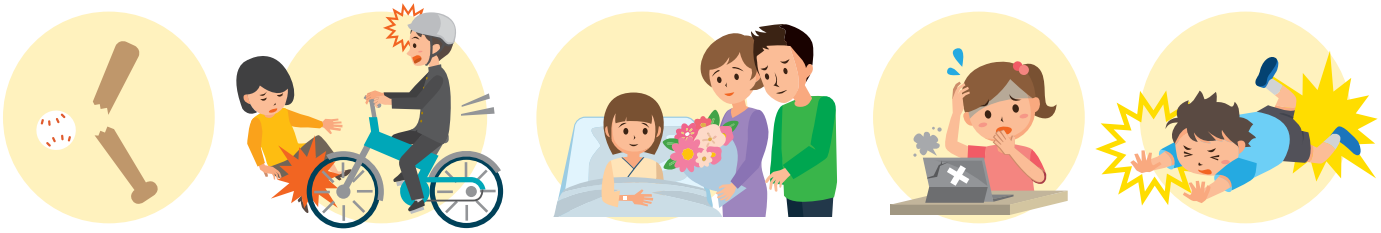

部活中に道具を壊した　病気で入院した　休み時間のケガ

自転車で他人にケガをさせた　PC・タブレットを壊してしまった！

スマホから簡単に加入申込可能！

WEB申込締め切り日

4月30日(木)

2026年5月1日午前0時から補償開始

適用される割引率※ 最大 約47.5%割引

団体割引：30%／過去の損害率による割引：25%

※割引率について：このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料（加入者数20名未満の団体における保険料）に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数、過去の損害率等に応じて決定します。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

© 鹿児島県ぐりぶー

LINE公式アカウント

総合保障制度なんでも相談LINE

お友達登録募集中

※「LINE」はLINEヤフー（株）の登録商標です。

いつでも　気軽に　簡単に

気になること、LINEで聞ける

3月4月は電話が大変込み合います。LINEアカウントからのお問い合わせをご推奨します。ぜひご活用ください。

新入生（小1・中1・高1）のみならず、小1～高3の全ての皆さまがご加入いただけます！

今回ご加入いただくと、高校卒業まで毎年自動更新されます。（私立中学校や県外転出など、鹿児島県PTA連合会外になった場合を除きます。）

※次年度以降、プラン変更をご希望の場合は、変更のお手続きが必要となります。／本パンフレットはお手元に大切に保管願います。

プラン選択

お子さまにあったプランを見つけてください

24時間365日補償

基本補償

基本補償には
右の補償が付いています。

学校から借りた
ノート型PC・タブレットを
壊したら心配

学校で体育の授業中に
ケガをしないか心配

部活動やクラブチームで
ケガをしないか心配

食中毒に
かからないか心配

学校の窓ガラスを
割らないか心配

友達と遊んでいて
ケガをしないか心配

地震など災害で
ケガをしないか心配

朝礼中に熱中症に
ならないか心配

さらに

お子さまの持ち物の補償（携行品損害）

部活動や習い事を
している方におすすめ！

ゲーム機等

習い事道具

ノート型PC／タブレット

制服・ユニフォーム等

※自転車、携帯電話、スマートフォン、眼鏡・コンタクトレンズなどは補償の対象となりません。

必要

病気の補償

※通院の補償はございません。

病気で入院した

病気で手術した

必要

小学生
中学生
→ 不登校が心配
→ はい → P1プラン
→ いいえ → P2プラン

高校生
→ P2プラン

お子さまの毎日を
安心して見守れる保険！

チャート

他にも

- お店の陳列品を壊さないか心配
- 友達にケガをさせないか心配
- 社会見学や職場体験先で物を壊さないか心配

育英費用

不慮の事故で子どもだけが残ったら…

自転車でぶつかって他人にケガをさせないか心配

自転車でころんでケガをしないか心配

赤枠の補償のみほしい方

- 小学生・中学生 → 不登校が心配
  - はい → J1プラン
  - いいえ → J2プラン
- 高校生 → J2プラン

携行品損害が不要な方

不要

- 小学生・中学生 → 不登校が心配
  - はい → E1プラン
  - いいえ → E2プラン
- 高校生 → E2プラン

病気の補償が不要な方

不要

- 小学生・中学生 → 不登校が心配
  - はい → S1プラン
  - いいえ → S2プラン
- 高校生 → S2プラン

詳しい補償内容は次ページの「プラン表」をご覧ください

プラン	対象	特徴	年間掛金(一時払い) 保険料＋制度運営費250円
P1プラン	小学生 中学生	左の図のすべての補償がついているよ	14,580円
P2プラン	小学生 中学生 高校生	ケガ、病気、日常生活の損害賠償責任、携行品損害補償、救援者費用、弁護士費用がついているよ	13,480円
S1プラン	小学生 中学生	ケガ、日常生活の損害賠償責任、携行品損害補償、救援者費用、弁護士費用、復学支援見舞金がついているよ	10,500円
S2プラン	小学生 中学生 高校生	ケガ、日常生活の損害賠償責任、携行品損害補償、救援者費用、弁護士費用がついているよ	9,400円

プラン	対象	特徴	年間掛金(一時払い) 保険料＋制度運営費250円
E1プラン	小学生 中学生	ケガ、日常生活の損害賠償責任、救援者費用、弁護士費用、復学支援見舞金がついているよ	7,690円
E2プラン	小学生 中学生 高校生	ケガ、日常生活の損害賠償責任、救援者費用、弁護士費用がついているよ	6,590円
J1プラン	小学生 中学生	自転車でのケガや賠償、復学支援見舞金しかついていないよ	3,560円
J2プラン	小学生 中学生 高校生	自転車でのケガや賠償しかついていないよ	2,460円

プラン表

補償期間 ①新規加入 2026年5月1日～1年間 ②中途加入 加入手続完了翌日～2027年5月1日まで

口座振替日 ①新規加入 ②中途加入 申込完了月の翌月27日

保険期間：1年　団体割引：30%　過去の損害率による割引：25%　職種級別：A級

入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約　自転車傷害危険のみ補償特約（J1・J2プランのみ）セット

加入申し込みはコチラから

プラン名		P1プラン	P2プラン	S1プラン	S2プラン	E1プラン	E2プラン	J1プラン	J2プラン
				\おすすめ/				\おすすめ/	
おすすめ 復学支援見舞金※1（不登校学びの支援）		10万円	—	10万円	—	10万円	—	10万円	—
個人賠償責任補償保険（1事故あたり支払限度額）		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
弁護士費用補償	弁護士費用（自己負担割合10%）	通算 100万円 限度						—	—
	法律相談・書類作成費用（自己負担額1,000円）	通算 10万円 限度						—	—
育英費用補償（一時金）		200万円	200万円	100万円	100万円	50万円	50万円	—	—
傷害補償	死亡保険金	230万円	230万円	150万円	150万円	60万円	60万円	800万円	800万円
	後遺障害保険金（障害の程度によって）	死亡保険金の4～100%	死亡保険金の4～100%	死亡保険金の4～100%	死亡保険金の4～100%	死亡保険金の4～100%	死亡保険金の4～100%	死亡保険金の4～100%	死亡保険金の4～100%
	入院保険金日額（事故の発生日から180日以内）	3,000円	3,000円	2,500円	2,500円	2,000円	2,000円	5,000円	5,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍						—	—
	通院保険金日額（事故の発生日から180日以内の90日限度）	2,000円	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	3,000円	3,000円
被害事故補償（本人）		500万円	500万円	500万円	500万円	100万円	100万円	500万円	500万円
熱中症危険補償		○	○	○	○	○	○	—	—
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償		○	○	○	○	○	○	—	—
天災危険補償		○	○	○	○	○	○	—	—
おすすめ 救援者費用等補償		300万円	300万円	250万円	250万円	100万円	100万円	—	—
おすすめ 携行品損害補償（自己負担額3,000円）		10万円	10万円	10万円	10万円	—	—	—	—
病気補償	疾病入院保険金日額（180日限度）	3,000円	3,000円	—	—	—	—	—	—
	疾病手術保険金	入院中10倍 外来 5倍	入院中10倍 外来 5倍	—	—	—	—	—	—
	入院療養一時金支払（ケガまたは病気にて60日以上入院の診断が必要）	30万円	30万円	—	—	—	—	—	—
保険料		14,330円	13,230円	10,250円	9,150円	7,440円	6,340円	3,310円	2,210円
制度運営費※2		250円	250円	250円	250円	250円	250円	250円	250円
1年分の掛金（一時払）		14,580円	13,480円	10,500円	9,400円	7,690円	6,590円	3,560円	2,460円

※1　復学支援見舞金（不登校学びの支援）制度は、鹿児島県PTA連合会独自の制度となります。
※2　制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用（事務手続費用等）に充当するための費用です。

控除証明書に関するお問い合わせは
損害保険ジャパン株式会社　鹿児島支店鹿児島支社
TEL：099-812-7506　受付時間 平日9:00～17:00

※保険料のうち、疾病保険特約および入院療養一時金支払特約保険料については介護医療保険控除の対象となります。（2025年12月現在）
控除証明書が必要となる場合は、お手数ですが左記営業店までご連絡ください。10月頃より受付開始いたします。

※1 補償内容の詳細および保険金のお支払方法等の重要な事項は「この保険のあらまし（重要事項等説明書）」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
※2 記載の保険金額・保険料は加入者数10,000名以上にて計算しています。本団体契約の前年の加入者数が10,000名未満になった場合は保険料を据え置き、保険金額を調整させていただきます。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのであらかじめご了承ください。

NEW

補償内容

義務教育のお子さまのみ対象

復学支援見舞金【不登校学びの支援】制度

おすすめ

補償の対象者 ご本人のみ

鹿児島県PTA連合会では、誰にでも起こりうる可能性のある不登校となってしまった場合の、多様な学びの場の確保、復学を支援する制度を立ち上げました。
(P1、S1、E1、J1プランにご加入の場合に対象となります。ただし、2026年７月31日までのお申込みが必要となります。)

支援金制度の背景と概要

鹿児島県教育委員会の発表によると、令和６年度の県内公立学校における不登校児童生徒数は、小学校で1,756人、中学校で3,158人、高等学校で762人でした。不登校児童生徒数は７年連続で増加しています。一方で、文部科学省の公表データによると、不登校児童生徒のうち、学校内外で相談・支援を受けていない子どもは令和６年度の調査では全国で13万5,724人と、全体の約38%を占めています。

鹿児島県の児童生徒の不登校数推移

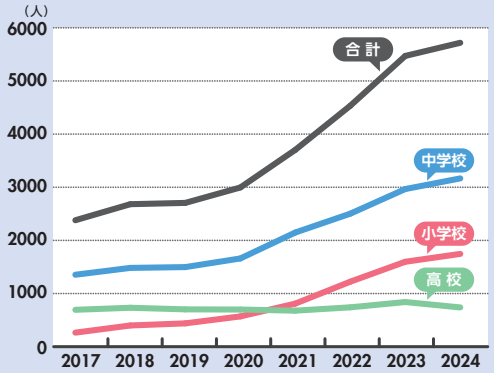

出典:令和６年度
「児童生徒の問題行動・不登校等(鹿児島県公立学校)の状況について」

学校内外で指導を受けていない児童・生徒数(小・中学校)

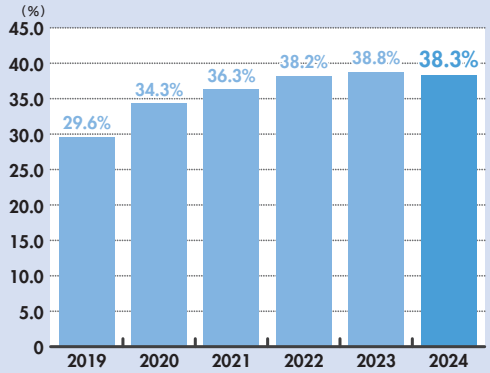

出典:文部科学省令和６年度
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

支援金について

一時金として10万円(定額)を給付します。

(支援金の支払い回数は小学校で１回、中学校で１回を限度とします)

※1 主な用途を、児童・生徒の復学および学校外での多様な学びの確保、学校以外の教育機会の確保・各種支援に資する事項へ利用することとします。

※2 支援金のお支払対象者は、義務教育(小学校・中学校・特別支援学校)のお子さまとさせていただきます。

※3 本制度ご加入時点で不登校となっている場合、支援金のお支払い対象外となります。

利用例

- 復学に向けたカウンセリング費用
- 学びの多様化学校などへの通学費用
- フリースクールの入会金・授業料
- 自宅での通信学習費用

など

お見舞金の給付対象となる場合

以下の①②の両方を満たす場合とします。

①文部科学省の定める定義とする、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある状態により年間30日以上欠席した場合。ただし、病気や経済的な理由によるものは除きます。

②在籍する学校指定のスクールカウンセラーおよび相談員等による専門的な相談を受けた場合。

詳細は「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」のP.8以降の『鹿児島県PTA連合会　復学支援見舞金(不登校学びの支援)制度に関する規定』をご確認ください。

弁護士費用補償【国内補償※】

※日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

補償の対象者 ご本人のみ

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

被保険者ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

■人格権侵害※

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

※人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

■被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- **自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル**
- **医療ミスによる被害事故に関するトラブル**
- **騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル**
- **借金の利息の過払金請求に関するトラブル**
- **顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル**

など

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。 国内補償※

※日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

1 弁護士費用保険金

保険金額(保険期間1年間につき) 通算100万円 限度

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 × (100% − 自己負担割合 10%)

2 法律相談・書類作成費用保険金

保険金額(保険期間1年間につき) 通算10万円 限度

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 − 自己負担額(免責金額) 1,000円

! いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例（被害事故に関するトラブル）

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。
加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。
その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士費用保険金のお支払い額

弁護士等への委任にかかった費用　**50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

↓

50万円×（100％－10％（自己負担割合））＝
45万円

＋

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

法律相談・書類作成にかかった費用　**1万円**

↓

1万円－1,000円（自己負担額）＝
9,000円

合計 45万9,000円をお支払い

弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

■保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】

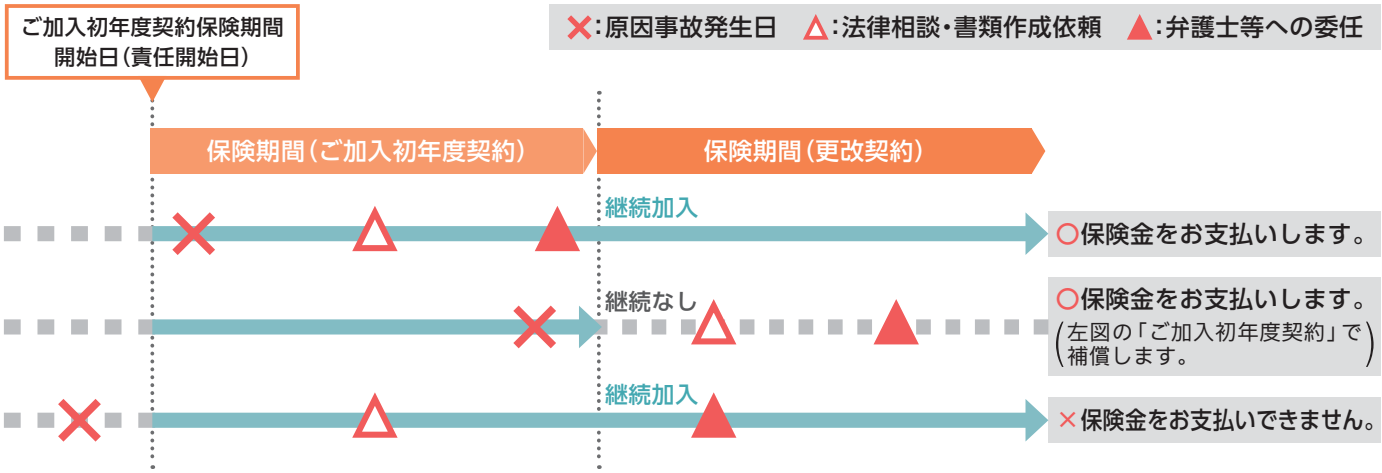

他人に損害を与えた場合

補償の対象者 ご本人とご家族

個人賠償責任補償【国内外補償】

国内外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人のものを壊したり、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)※1を国内外で壊したり盗まれてしまった時など法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。日本国内での事故に限り、示談交渉は原則として損害保険ジャパンが行います。

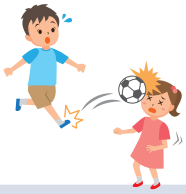

※1　携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は受託品に含みません。
※自動車およびバイク(原動機付き自転車を含む)での事故は補償対象外となります。

お子さま本人だけでなくご家族の方も対象です。

自転車条例に対応！

示談交渉サービス付！(日本国内のみ)

たとえばこんな時

- 自転車で他人にぶつかりケガを負わせた
- 買い物中に商品を壊してしまった
- 自宅で学校貸与のタブレットを破損した※

※ご自身で所有しているタブレットは補償の対象外となりますのでご注意ください。
※物の賠償の場合、賠償額は時価額(損害発生した時点での価値価格)となります。

24時間365日の補償

学校内外、休日のおケガも

補償の対象者 ご本人のみ

ケガの補償【国内外補償】

部活動を含む校内や学校行事中の事故・交通事故・レジャー中の事故など日常の急激かつ偶然な外来の事故によりお子さまがおケガをした場合に保険金をお支払いします。
ケガによる死亡・後遺障害保険金、入院保険金(事故の発生日から180日以内)、通院保険金(事故の発生日から180日以内の90日限度)、手術保険金をお支払いします。

熱中症の補償

日射または熱射により身体に障害を被った場合に入院・通院・死亡・後遺障害・手術を補償

細菌性食中毒・ウイルス性食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒による入院・通院・死亡・後遺障害・手術を補償

天災危険の補償

地震・噴火またはこれらによる津波の事故でケガをした場合に、入院・通院・死亡・後遺障害・手術を補償

※ただし、自転車危険のみを補償するJ1・J2プラン加入の方は、いずれの場合でも手術保険金および上記の「熱中症の補償」「細菌性食中毒・ウイルス性食中毒の補償」「天災危険の補償」は対象外となります。

予期せぬ急なご病気にも

補償の対象者 ご本人のみ

病気の補償【国内外補償】

お子さまが保険期間中にご病気を被り入院や手術をした場合、保険金をお支払いします。
(P1、P2プランにご加入の場合に対象となります)

病気	疾病入院保険金	お子さまが病気で入院された場合に保険金をお支払いします。 ※入院したとき180日の入院日数を限度に補償します。
	疾病手術保険金	お子さまが病気で手術を受けた場合に保険金をお支払いします。 入院中の手術　入院保険金日額の10倍 外来の手術　入院保険金日額の5倍
	疾病入院療養一時金	お子さまが病気で60日以上入院された場合に保険金をお支払いします。

事故により扶養者に万一のことがあった場合

補償の対象者 扶養者

育英費用の補償【国内外補償】

扶養者の方がケガにより死亡した場合、もしくは所定の重度後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
(P1、P2、S1、S2、E1、E2プランにご加入の場合に対象となります)

たとえばこんな時

- 扶養者が火事で死亡した
- 扶養者が交通事故によるケガで重度後遺障害となる

自宅外で生徒本人の持ち物に損害が発生した場合

補償の対象者 ご本人のみ

携行品損害の補償【国内外補償】

お子さまご本人の持ち物が自宅外において偶然な事故によって損害を受けたり、盗まれた場合に保険金をお支払いします。
ご自身で所有しているノート型PC・タブレットも補償。
(P1、P2、S1、S2プランにご加入の場合に対象となります)

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、眼鏡・コンタクトレンズ、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は補償の対象となりません。
※他人からの預かり品や置き忘れ・紛失は対象になりません。

たとえばこんな時

- 部活中に使用しているラケットが折れてしまった
- 学校に持参した水筒を落として破損させてしまった

補償の対象者 ご本人のみ

被害事故の補償【国内外補償】

犯罪、ひき逃げ等による被害事故等により、お子さまが死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

子どもプランのお申込み方法

オンラインでのお申込み

あらかじめ、ご加入するプランをP3からお選びいただいておくとスムーズです。

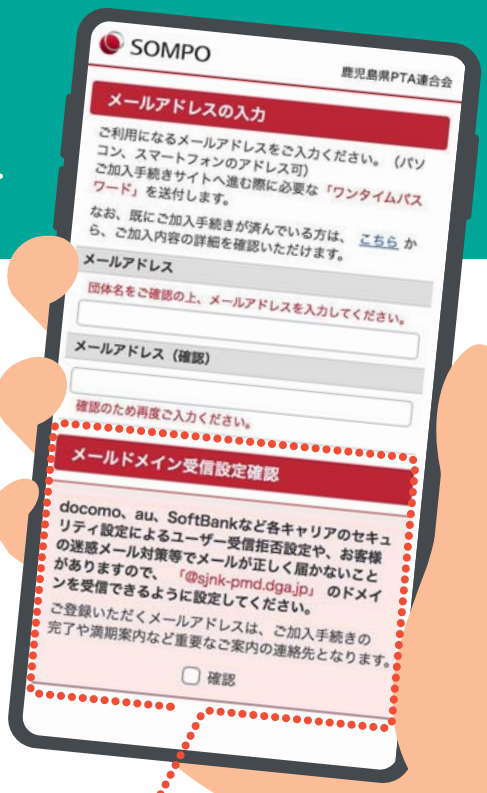

スマートフォン・タブレットからお申込みの場合 >>>

こちらの2次元コードよりアクセス!!

2次元コードの読み取り方法

スマートフォンやタブレットで2次元コードを読み込むには、2次元コードリーダー（アプリ）が必要となります。

2次元コードリーダーがない場合には、Google Playからダウンロードしてください。

iPhone（iOS11以降）の場合

標準カメラに2次元コードスキャン機能が追加されました。

AndroidなどiPhone以外でも、標準カメラのMenuから2次元コードスキャン機能を起動できる場合があります。

1. 標準カメラを起動して2次元コードを撮影してください。
2. アクセスサイトが表示されるのでタップしてください。

※本ページ内における解説と、ご使用中のスマートフォンで実際に表示される文言とでは、ご使用中のOSのバージョン・機種によって画面の構成や操作手順が異なる場合があります。

大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。
お客さまの迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

パソコンからお申込みの場合 >>>

アドレスバーに次のURLを入力してください。

https://pta-kagoshima-children.com

ご加入内容の登録が完了したら >>>

ご加入内容の登録後、そのままインターネット上で口座をご登録いただきます。

ご利用になる金融機関をご選択の上、口座情報のご登録をお願いいたします。

インターネット口座振替 ご登録いただいた口座からお支払いが可能です。

お引き落とし確認後、数日以内にお支払い手続き完了メールが登録したメールアドレスに届きます。
以後、加入者証はWEB画面でいつでも確認できます。

お振替日について（オンラインでのお申込みの場合）

- 口座からのお引き落とし日は、毎月25日までにご契約いただいた場合、翌月27日となります。
  ※27日が金融機関の休日の場合、その翌営業日となります。
- 前日までにご指定の口座へ掛金のご準備をお願いいたします。

⚠ 口座のご登録にあたってのご注意

- 各金融機関のサイト内で本人確認のためのお客さま番号・パスワード・暗証番号・生年月日・通帳最終記帳残高等の情報の入力が必要な場合があります。
- 金融機関によっては利用時間に制限のある場合がございます。
- 金融機関のWEBサイト内に関するご質問は、該当の金融機関へお問い合わせください。
- 一部WEB対応していない金融機関がありますので、ご注意ください。（例：JAバンク・漁業協同組合など）
- 収納代行サービス会社は三菱UFJニコス収納代行サービスとなります。

アクセス推奨環境について

スマートフォン（タブレット）	iPhone/iPad	OS…iOS17以降	ブラウザ…Safari	Android OS…Android 14.0以降 ブラウザ…Chrome
パソコン	Windows	OS…Windows11以降	ブラウザ…Edge/Chrome/Firefox	Mac OS…Sonoma 14.0 ブラウザ…Safari/Chrome

※iPhone/iPadのブラウザについて…ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。
※古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

保護者専用プラン

安心と信頼で選ばれ、加入者急増中！

子育て期間中の保護者の為の補償

※お子さまの保険ではありません

収入の減少や病気・ケガで働けなくなったときに備える補償

スマホ・PCでらくらく手続き

保険期間 2026年5月1日 午後4時 〉〉 2027年5月1日 午後4時まで 自動継続あり

申込締切 2026年4月30日

お申込みいただける方：鹿児島県PTA連合会に加盟する小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒の保護者

手続き方法

スマートフォン・タブレットから

こちらの二次元コードからアクセス ▶

パソコンから

取扱代理店HPからアクセス ▶

アライアンス株式会社 検索

https://pta-kagoshima-parents.com

イメージ

STEP1 ログイン画面

IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押下します。

ID 加入者さまの携帯電話番号（ハイフンなし数字11桁）
PW 加入者さまの生年月日（西暦８桁）

STEP2 募集トップ画面

「お申込み手続き」ボタンを押下します。

※保険料とは別に毎月制度運営費*150円が発生します（１契約者ごと）
※継続して２ヵ月引き落としが出来なかった場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがあります。
※申込内容や口座引き落としに関して、Eメール、SMS、電話でご連絡させていただきます。

＊制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用（事務手続費用等）に充当するための費用です。

必要な補償をお選びいただけます！

ご加入例

① 所得補償
（所得補償保険）

短期の収入減少リスクに備えて

保険料

月々 **810円**

35歳男性職種級別1級の場合

基本保険金額	10万円／月
対象期間	1年
支払対象外期間	4日

② 団体長期障害所得補償
（団体長期障害所得補償保険）

長期に働けなくなるリスクに備えて

保険料

月々 **858円**

35歳男性の場合

最高保険金支払月額	10万円
対象期間	60歳満了
支払対象外期間	365日
精神障害拡張補償あり	対象期間2年

③ 医療補償
（医療保険基本補償特約、疾病保険特約セット団体総合保険）

保険料

月々 **1,070円**

35歳男性の場合

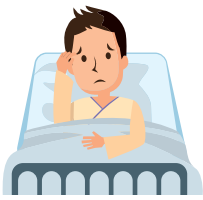

保険金額	疾病入院保険金日額	5,000円
	三大疾病診断保険金	100万円
	重度障害一時金	100万円
	疾病高度障害保険金	100万円

④ がん補償
（医療保険基本補償特約、がん保険特約セット団体総合保険）

保険料

月々 **340円**

35歳男性の場合

保険金額	がん診断保険金額	100万円
	がん入院保険金日額	10,000円
	先進医療等費用保険金	500万円

⑤ ケガの補償
（傷害総合保険）

保険料

月々 **1,010円**

職種級別Ａ級の場合

保険金額	死亡・後遺障害保険金額	320万円
	入院保険金日額	5,000円
	通院保険金日額	2,500円

⑥ 介護補償（40歳以上の方限定）
（医療保険基本補償特約、介護一時金支払特約セット団体総合保険）

一時金300万円タイプの場合

（100万円、200万円のタイプもあります。）

保険料

月々 **490円**

55歳男性の場合

保護者プランの詳しい補償内容はコチラ

① 所得補償
（所得補償保険）

病気またはケガによって働けなくなり、その期間が支払対象外期間の４日間を超えた場合に、最長１年間保険金をお支払いします。

※保険金額は、平均月間所得額の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

② 団体長期障害所得補償
（団体長期障害所得補償保険）

病気またはケガで働けなくなり、その期間が支払対象外期間の365日間を超えた場合に、最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

※加入時に満55歳以上の方は支払限度期間は３年間となります。
※精神障害による就業不能の場合、支払限度期間は最長２年間となります。

③ 医療補償
（医療保険基本補償特約、疾病保険特約セット団体総合保険）

保険期間中に疾病を被り入院した場合に次の保険金をお支払いします。

疾病入院保険金	病気で入院された場合に、120日を限度に保険金をお支払いします。
疾病手術保険金	病気で手術を受けた場合にお支払いします。 入院中の手術：入院保険金日額の10倍 通院中の手術：入院保険金日額の5倍
三大疾病診断保険金	次のいずれかに該当した場合にお支払いします。 ・初めて「がん」と診断確定された場合 ・がんが完治後、再発、転移した場合 ・がんが新たに生じた場合 ・急性心筋こうそくまたは脳卒中を発病し、入院を開始した場合

※その他の特約については「この保険のあらまし」P3～P4をご確認ください。

④ がん補償
（医療保険基本補償特約、がん保険特約セット団体総合保険）

保険期間中にがんと診断確定された場合に次の保険金をお支払いします。

がん診断保険金	【１回目】初めて「がん」と診断確定された場合に一時金をお支払いします。 【２回目以降】「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始された場合に一時金をお支払いします。 ※２回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて２年以内に該当した支払事由については保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて２年経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、お支払いします。
入院保険金	「がん」の治療のため入院された場合にお支払いします。
がん手術保険金	「がん」の治療のために手術を受けられた場合、入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の５倍をお支払いします。 ※一部の軽微な手術は対象外となります。

※その他の特約については「この保険のあらまし」P5～P6をご確認ください。

⑤ ケガの補償
（傷害総合保険）

日常の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に次の保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害保険金	ケガにより事故の発生から180日以内に死亡したり後遺障害が生じた場合にお支払いします。
入院保険金	ケガで入院した場合に、1,000日を限度にお支払いします。
手術保険金	ケガで手術を受けた場合にお支払いします。
通院保険金	ケガにより事故の発生から1,000日以内に通院された場合に、90日を限度にお支払いします。

⑥ 介護補償（40歳以上の方限定）
（医療保険基本補償特約、介護一時金支払特約セット団体総合保険）

以下のいずれかの場合に一時保険金をお支払いします。

- 公的介護保険制度において要介護２から５のいずれかに該当すると認定された場合
- 所定の要介護状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合

※お支払いは1回限りとなります。

補償内容の詳細および保険金のお支払方法等重要な事項は、
「この保険のあらまし（重要事項等説明書）」に記載されていますので、必ずご参照ください。

保護者プラン保険料

保険期間１年　団体割引 30%　過去の損害率による割引 25%　（傷害総合保険・所得補償保険のみ）

①所得補償保険					②団体長期傷害所得補償		③医療保険	④がん保険	⑥介護保険		
基本保険金額	10万円				支払基礎所得月額	10万円	疾病入院保険金日額 5,000円 支払限度日数 120日	がん診断保険金額 100万円	介護一時金		
対象期間	１年				最高保険金支払月額	１年		がん入院保険金日額 １万円	100万円	200万円	300万円
支払対象外期間	４日				対象期間	60歳満了	三大疾病診断保険金額 100万円	先進医療等費用補償 500万円			
					支払対象外期間	365日	重度障害保険金額 100万円				
							疾病高度障害保険金額 100万円				
年齢	月払保険料（円） 職種級別				月払保険料（円）		月払保険料（円）	月払保険料（円）	月払保険料（円）		
	１級	２級	３級	４級	男性	女性					
5～9歳							610	150			
10～14歳							610	150			
15～19歳	330	380	440	540	615	423	610	150			
20～24歳	480	550	650	790	636	554	610	150			
25～29歳	530	610	720	880	703	728	780	150			
30～34歳	660	760	890	1,090	858	1,060	920	240			
35～39歳	810	930	1,090	1,330	1,241	1,653	1,070	340			
40～44歳	1,000	1,150	1,350	1,650	1,694	2,204	1,300	450	20	40	50
45～49歳	1,180	1,350	1,590	1,940	2,006	2,396	1,720	830	40	80	120
50～54歳	1,350	1,550	1,820	2,230	2,016	2,127	2,250	1,330	80	160	230
55～59歳	1,440	1,660	1,940	2,370			3,190	1,870	170	330	490
60～64歳	1,470	1,690	1,990	2,430			4,360	2,550	330	650	970
65～69歳	1,470	1,690	1,990	2,430			6,080	3,740	550	1,100	1,650
70～74歳							8,770	4,650	1,170	2,340	3,510
75～79歳							11,730	5,460	2,450	4,900	7,350

（円）

⑤傷害総合保険						
補償内容	本人型		夫婦型		家族型	
	職種級別		職種級別		職種級別	
	A級	B級	A級	B級	A級	B級
死亡・後遺傷害（本人）	320万	320万	280万	280万	280万	280万
入院日額（本人）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
通院日額（本人）	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
死亡・後遺傷害（配偶者）			280万	280万	280万	280万
入院日額（配偶者）			5,000	5,000	5,000	5,000
通院日額（配偶者）			2,500	2,500	2,500	2,500
死亡・後遺傷害（親族）					280万	280万
入院日額（親族）					5,000	5,000
通院日額（親族）					2,500	2,500
月払保険料	1,010	1,510	1,900	2,380	3,550	4,030

※①所得補償保険：天災危険補償特約セット　②団体長期障害所得補償保険：天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット
⑤傷害総合保険：天災危険補償特約　特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット

・保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
・契約は１年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
・本保険（傷害総合保険を除く）は介護医療保険料控除の対象となります。（2025年12月現在）

加入に関するご案内

保険期間 2026年5月1日(午前0時) ▶ 2027年5月1日(午後4時)まで1年間　**申込締切日** 2026年4月30日

保険の対象となる方(被保険者)について

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人※」としてご加入いただける方	鹿児島県PTA連合会に加盟する各小、中学、高校の児童・生徒に限ります。
保険の対象となる方(被保険者)の範囲	それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	傷害補償、携行品、救援者費用、弁護士費用等	個人賠償責任保険
ご本人※	○	○
ご本人※の配偶者	―	○
ご本人※またはその配偶者の同居の親族	―	○
ご本人※またはその配偶者の別居の未婚の子	―	○

保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
個人賠償責任については、ご本人※が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってご本人※を監督する方(ご本人※の親族にかぎります。)。ただし、ご本人※に関する事故にかぎります。
また、ご本人※以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
※加入時にお子さま(被保険者)情報入力欄にお名前を入力された方を指します。
育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。
扶養者としてご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎります。

「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説

1)配偶者:婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※1および同性パートナー※2を含みます。
　※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。
　※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。
　(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
2)親　族:6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
3)未　婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

今回新規加入された場合の来年度以降の更新手続きについて

本団体契約では、自動更新方式を採用しています。したがいまして、今回新規にご加入いただいた方の来年度以降の更新につきましては、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡が無い限り、契約者である鹿児島県PTA連合会は「更新のご案内」に記載の掛金(保険料等)・補償内容にて保険会社に保険契約を申し込みます。

加入にあたってのご注意

ご加入後、住所変更、転校、扶養変更等加入内容に変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社へご連絡願います。
この保険契約は、鹿児島県PTA連合会を保険契約者とし、鹿児島県PTA連合会会員の各小、中学、高校の児童生徒を被保険者とする団体契約です。
したがいまして、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として鹿児島県PTA連合会が有します。

このパンフレットは傷害総合保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。
取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。また、この保険契約は、保険会社による共同保険契約であり、損害保険ジャパン株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」記載の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください

＜告知の大切さについてのご説明＞　○告知画面はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままご入力ください。
　※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
　○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
　※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

掛金(保険料等)引落不能の場合について

万一、引落日に年間掛金(保険料等)が引落不能の場合にはご通知いたします。もし、期日までにお支払いいただけない場合は、保険期間が始まった後でも事故に対して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、保険契約者である鹿児島県PTA連合会は、引受保険会社に脱退の申し込みをいたしますので、あらかじめご了承ください。

育英費用補償特約について

育英費用は、扶養者が扶養不能状態になった場合には、その事実が発生した時に失効します。

「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」を下記のいずれかの方法で必ずご確認ください。

WEBによる確認をご希望の場合には右記の2次元コードを読み取りください。　子どもプラン　保護者プラン

書面による提供をご希望の場合には TEL.050-5433-9125までご連絡ください。

●「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」には「保険金をお支払いできない主な場合」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが必要ですので、加入申込みを行う際には、必ず「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)をご確認し、同意のうえお申込みください。
●「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」には、保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いしない主な場合が記載されております。

サービスのご案内

SOMPO健康・生活サポートサービス

SOMPO健康・生活サポートサービスは、鹿児島県PTA連合会総合保障制度にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料の電話相談サービスです。

□ 健康・医療相談サービス	□ 医療機関情報提供サービス	□ 専門医相談サービス（予約制）
□ メンタルヘルス相談サービス	□ 介護関連相談サービス	□ 法律・税務・年金相談サービス（予約制）
□ 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス	□ メンタルITサポート（WEBストレスチェックサービス）	□ こどものお悩みホットライン

※１本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。※２ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。※３ご利用は日本国内からに限ります。※４本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。※５ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。※６ご利用いただく際は、取扱代理店までご連絡ください。※７　１回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合はご利用回数制限をお伝えする場合があります。※８応対者の指名はできません。※９ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。※10 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではございません。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護士費用補償」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、※５に記載の事故サポートセンターまでご連絡ください。

※１「弁護士紹介サービス」および「被害事故・嫌がらせ相談窓口」サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。※２ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。※３ご利用は日本国内からにかぎります。※４本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。※５「弁護士費用補償」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター【受付時間】24時間365日 ☎0120-727-110

保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし（重要事項等説明書）」に記載されていますので、必ずご確認ください。

不登校支援カウンセリングサービスの紹介

不登校時における児童生徒と保護者の不安に寄り添いサポートできる相談先と、不登校の未然防止に向け、右記のサービスをご紹介いたします。

Mail info@futoukou119.or.jp
URL https://www.futoukou119.or.jp/

SOMPO

子ども向け補償制度等のご加入者

ご紹介

一般社団法人 不登校支援センター

不登校未然防止・カウンセリング支援

① 初回のみ無料カウンセリング　100分
② 無料メール相談（カウンセリング利用に関するものに限ります）
③ 無料メール講座

※①～③のサービスは重複してご利用いただけます。

※本サービスは、業務提携先となる一般社団法人 不登校支援センターが提供するサービスを紹介するものです。

保険会社との間で問題を解決できない場合［指定紛争解決機関］

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター　おかけ間違いにご注意ください

ナビダイヤル 0570-022808　通話料有料　受付時間：【平日】午前9時15分～午後５時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。https://www.sonpo.or.jp/

もし事故にあわれたら

まず『加入者証』から「証券番号」と「加入者番号」をご確認ください

子どもプランは コチラから

https://sjnk-pmd.dga.jp/participation

保護者プランは コチラから

https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=0/mLh+iN03YauwCshqPOwdrNuHsyPvIbTKdPetlhiEA=

傷害・個人賠・疾病など復学支援見舞金以外の場合

電話の場合

事故サポートセンター **0120-727-110** へお電話ください。

※IP電話等、無料回線を使えないときは0422-35-4219（有料電話）

LINEの場合

損保ジャパンLINE公式アカウントの事故のご連絡フォームへ入力ください。

LINE友だち登録はこちらから

LINEで事故連絡をする

STEP1

当社ホームページの事故トラブル連絡ページにあるLINE友だち追加ボタン、もしくは左記の2次元コードから、友だち追加を行ってください。

LINEからも事故・トラブル連絡が可能です

STEP2

当社公式アカウントメニュー内の「チャット受付」をタップし、自動応答に沿って事故情報を入力してください。

STEP3

事故連絡完了後、担当者からの連絡をお待ちください。

LINEで担当者とやり取りをする

※LINEで事故連絡をされた場合は、以下のSTEPは省略されます。

STEP1

担当者との初回連絡後に、LINEのやり取りを希望されるお客さまには、SMS（ショートメール）で、当社公式アカウント友だち追加用のURLと認証キーが送信されます。

STEP2

友だち追加後、LINEのトークルーム上に認証キーと携帯電話番号下4ケタを入力ください。

STEP3

認証完了後、順次担当者よりご連絡いたします。その後のご連絡はメニュー画面の「チャット再開」または新着メッセージの「チャットへ」をタップいただければチャットが可能です。

※「LINE」はLINEヤフー（株）の登録商標です。

復学支援見舞金の場合

事故のご連絡 下記代理店へご連絡ください。

アライアンス株式会社　鹿児島県PTA連合会総合保障制度係　TEL：050-5433-9125

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

【お問い合わせ先】

鹿児島県PTA連合会総合保障制度係

【取扱総代理店】アライアンス株式会社

〒892-0828　鹿児島市金生町7-8

050-5433-9125

（携帯電話のかけ放題に含まれる番号です。ドコモ・AU・ソフトバンク確認済み）

（平日9：00～17：00）TEL：099-216-8877

【引受保険会社】

幹事会社

損害保険ジャパン株式会社　鹿児島支店鹿児島支社

〒890-0053　鹿児島県鹿児島市中央町11 鹿児島中央ターミナルビル6F

TEL：099-812-7506【受付時間】平日9：00～17：00（土日祝除く）

非幹事会社

AIG損害保険株式会社／東京海上日動火災保険株式会社

（SJ25-13736　2026.1.28）（250043）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
※加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に疾病保険特約等各種特約をセットしたものおよび約定履行費用保険普通保険約款に補償制度費用保険特約条項をセットしたものです。
保険契約者	鹿児島県ＰＴＡ連合会
保険期間	2026年5月１日午前0時から2027年5月１日午後４時まで1年間
申込締切日	2026年4月30日（23時59分）
引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等	引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますのでご確認ください。
加入対象者	鹿児島県ＰＴＡ連合会会員のお子さまを被保険者とし、 その保護者の方を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。
被保険者	鹿児島県ＰＴＡ連合会会員のお子さま 「学校教育法に定める学校の学生・生徒」にかぎります。 ＊被保険者本人のみが保険の対象となります。
扶養者	育英費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎります。ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合（下宿学生等）は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。
お支払方法	インターネット口座振替となります。
お手続方法	募集パンフレットに記載の二次元コード、URLから、専用のホームページに遷移することができます。 申請フォームへ必要事項を入力してお手続きください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は毎日受付をしています。（※ただし、2026年4月16日～は中途加入のお申し込みはできません） その場合の保険期間は、加入申込日の翌日午前0時から2027年5月１日午後４時までとなります。 保険料につきましては、所定の方法にてお支払いください。
中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
その他ご注意	団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が１０名を下回った場合はこの団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【お子さま本人のケガの補償（P1・P2・S1・S2・E1・E2プラン）】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※１）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※２）のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが５ｍを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など （※１） 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※２） 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の４％～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 ×後遺障害の程度に応じた割合（４％～100%）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、１日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（事故の発生の日から180日以内） （注）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。	
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、１事故につき1回の手術にかぎります。 なお、１事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※２) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍 ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍 （注）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。 （※１）以下の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の悲観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※２）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、１日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注１）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。 （注２）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、ＰＴＢキャスト、ＰＴＢブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注３）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【お子さまのケガの補償（J1・Ｊ2プラン）】

被保険者が、日本国内において、自転車事故（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内のみ補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただしすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③脳疾患、疾病または心神喪失 ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤外科的手術その他の医療処置 ⑥戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧頸（けい）部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨自転車による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の４％～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 ×後遺障害の程度に応じた割合（４％～100%）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、１日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（事故の発生の日から180日以内） （注）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、１日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注１）「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。 （注２）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、ＰＴＢキャスト、ＰＴＢブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注３）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

【お子さま本人の病気の補償】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病（病気）の補償（国内外補償）	疾病 入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、１回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院１日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラック等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※）「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
	疾病 手術保険金	以下の（１）または（２）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （１）保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術（※１）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※２） ③放射線治療に該当する診療行為 ＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞　疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5（倍） （※１）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）　など （※２）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （２）骨髄幹細胞採取手術（※１）（※２）を受けた場合は、保険期間中に確認検査（※３）を受けた時を疾病を被った時とみなして、（１）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※１）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 （※２）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて１年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 （※３）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（１）から（４）までの制限があります。 （１）時期を同じくして２つ以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか１つの手術についてのみお支払いします。 （２）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を２回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※１）に該当するときは、同一手術期間（※２）に受けた一連の手術（※１）については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか１つの手術についてのみお支払いします。 （※１）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術科が１回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※２）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて６０日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて６０日間を新たな同一手術期間とします。 （３）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が１日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた１日目についてのみお支払いします。 （４）放射線治療を２回以上受けた場合は、施術の開始日から６０日の間に１回のお支払いを限度とします。	

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して１年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害・疾病共通の補償	入院療養一時金支払特約	被保険者が、保険期間中に身体障害（傷害または疾病）を被り、医師がその治療のために継続して60日以上の入院が必要であると診断した場合、入院療養一時金額の全額を入院療養一時金としてお支払いします。ただし、同一の身体障害（傷害または疾病）に対する入院療養一時金は、保険期間（この保険契約が継続加入である場合は、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。）を通じ、１回のお支払いにかぎります。 入院療養一時金の額＝入院療養一時金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑦先天性異常 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故　など （※）「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
物の損害の補償（国内外補償）	携行品損害（国内外補償）（注１）	偶然な事故により携行品（※1）に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額（※２）を基準に算出した損害額から免責金額（１回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 （※１）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 （※２）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （注１）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して５万円を損害額の限度とします。 （注２）次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品　など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラック等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ（※）または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化　など （※）保険の対象を置いた状態でその事実また は置いた場所を忘れることをいいます。
被害事故（国内外補償）	被害事故補償（注１）	被保険者が、被害事故（※1）により死亡された場合または所定の重度後遺障害（※2）が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、１回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金　など （※１）第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故などをいいます。 （※２）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸（けい）部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち３親等内の方、被保険者の同居の親族 など

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	救援者費用 （注１）	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用（※1）に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅（※2）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 （※１）次のア．からオ．までの費用がお支払いの対象となります。 ア．捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ．交通費 救援者（※3）の現地（※4）までの航空機等の１往復分の運賃（救援者２名分を限度とします。）。 ウ．宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料（救援者２名分、かつ救援者１名につき14日分を限度とします。）。 エ．移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移送費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ．諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等（国外20万円、国内３万円を限度とし ます。）。 （※2）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供されるWEB申込画面等ご入力の住宅をいい、その敷地を含みます。 （※3）「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く 被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。 （※4）「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または 麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの　など

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	育英費用 （国内外補償） （注１） （注２）	扶養者（※１）が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態（※２）となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 （※１）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方でWEBお申込画面等ご入力の方をいいます。 （※２）「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 （天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合　など

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償の補償（国内外補償）	個人賠償責任 （注１）	日本国内または国外において、被保険者（※１）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、１回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場　合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者（※１）の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。） に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）（※２）を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※３）を運行不能にさせた場合 （※１）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア．本人 イ．本人の配偶者 ウ．本人またはその配偶者の同居の親族 エ．本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ．本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ．イ．からエ．までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※２）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが５ｍを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・１個もしくは１組または１対で１００万円を超える物 ・不動産　など （※３）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※１）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体 の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※２）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取　など （※１）次のア．からエ．までのいずれかに該当するものを除きます。 ア．主たる原動力が人力であるもの イ．ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ．身体障がい者用の車（※３）および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ．移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※２）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※３）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

【弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用 （注１） 弁護士費用 保険金 ＋ 法律相談・書類 作成費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下 **1**・２のいずれかに該当するトラブル（※１）について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 **１．被害事故に関するトラブル** ケガを負わされた、財物を壊された、盗取（※２）にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 **２．人格権侵害に関するトラブル** 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 （注）　警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。 **保険金種類**：**お支払いする保険金の額** 弁護士費用保険金：弁護士等への委任（※３）によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×（100％－ 自己負担割合10％ ） 法律相談・書類作成費用保険金：弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用（※３）の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額　1,000円 （注）　初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ① 被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険険金の額 ② 保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 （※１）日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 （※２）詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 （※３）同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ１つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	**【全トラブルに共通の事由】** ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為（※）、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナーおよび危険ドラック等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします ⑪保険契約または共済契約に関する事由。 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害　など （※）　この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。 **【各トラブル固有の事由】** **左記１に該当する場合** ⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ㉑身体の美容または整形 など

（注１）補償内容が同様のご契約（※１）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※２）。

（※１）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※２）１契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

（注２）複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

鹿児島県ＰＴＡ連合会
復学支援見舞金（不登校学びの支援）制度に関する規定
（Ｐ１プラン･Ｓ１プラン･Ｅ１プラン･Ｊ１プラン）

第１条（目的）
　本規定は、鹿児島県ＰＴＡ連合会が行う「鹿児島県ＰＴＡ連合会　不登校学びの支援制度（復学支援見舞金制度）（以下「学びの支援制度」といいます。）」について必要な事項を定めることにより、不登校となった児童生徒の復学を支援することを目的とします。

第２条（学びの支援制度の実施）
　この規定の運営のため、鹿児島県ＰＴＡ連合会は学びの支援金のすべてまたはその一部について、損害保険ジャパン株式会社と損害保険契約を締結することがあります。

第３条（学びの支援制度の補償対象者）
　学びの支援制度の補償の対象となる者（以下「補償対象者」といいます。）は鹿児島県ＰＴＡ連合会総合保障制度においてプランＰ１、Ｓ１、Ｅ１、Ｊ１を選択した被保険者とします。

第４条（学びの支援制度の責任期間）
（１）学びの支援金の補償の対象となる期間は鹿児島県ＰＴＡ連合会総合保障制度の保険期間と同一としますとします。
（２）同一年度内の制度開始日以降に発生した欠席が対象となり、連続・断続は問いません。

第５条（学びの支援金の給付対象）
以下２点をいずれも満たした場合に学びの支援金を給付します。
（１）文部科学省の定める「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある状態により当年４月１日から翌年３月３１日までの期間に３０日以上欠席した場合。ただし、病気や経済的な理由によるものは除く」に該当すること。
（２）自治体もしくは学校が指定するスクールカウンセラーもしくは相談員等に相談をしたこと。

（注１）スクールカウンセラーもしくは相談員等とは、臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員など、児童生徒の臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者、または退職教員、保育士、民生児童委員など、教育・福祉の分野で児童生徒の相談業務にあたる者をいいます。
（注２）給付対象となるのは、本制度加入後に（１）および（２）の事由が開始している場合に限ります。
（注３）（１）および（２）の事由の順序は問いません。

第６条（届出）
　学びの支援金を受ける事実が発生したときは、補償対象者の親権者が学びの支援金申請書兼請求書により鹿児島県ＰＴＡ連合会に届け出なければなりません。

第７条（支給）
　前条の届出があったときは、事実の確認後、補償対象者の保護者に不登校学びの支援金を支給します。

第８条（支給の停止）
　以下の場合には学びの支援金を支払いません。既に支払った学びの支援金に対しても、その後に以下に該当すると判断できる場合には、支払った学びの支援金の全部を返還いただきます。

（１）補償対象者の親権者の故意または重大な過失によって支給事由が生じた場合
（２）学びの支援金申請書に事実を記載しなかった場合
（３）鹿児島県ＰＴＡ連合会　学びの支援制度への加入前に支給事由が生じた場合
（４）在籍する学校と同一の学校種別の在学中において学びの支援金の支給がある場合
（５）この規定の運営のために損害保険ジャパン株式会社との間で締結した損害保険契約に係る普通保険約款および付帯される特約条項の保険金を支払わない場合に該当する場合
（６）学校教育法第17条第1項、第2項に定めのある就学義務に反し、就学義務違反と考えられるもの。
　　例）インターナショナルスクール等への通学など
（７）文科省が定める不登校の定義である、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況以外の理由による意図的な欠席。
　　例）受験対策による家庭内学習
　　私的な旅行
　　保護者・児童生徒による私的な活動等による意図的な欠席など

第９条（学びの支援金）
　第３条に定める補償対象者となる児童生徒が第５条の給付対象に該当した場合に、１０万円を支給します。ただし、一子ごとの支給回数は学校種別毎に１回とします。

第１０条（学びの支援金の支給方法）
　学びの支援金については、第２条（学びの支援制度の実施）に基づき保険契約を締結した損害保険ジャパン株式会社から、直接補償対象者の保護者に支払いできるものとします。

附則
本規定は、令和８年５月１日から施行します。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※１)および同性パートナー(※２)を含みます。 （※１）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※２）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
１回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病（前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて１回の入院とみなします。 保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて１回の入院とみなします。
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※）。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※）歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 トラブルの種類 ／ 原因事故の発生の時 １．被害事故に関するトラブル ／ 被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時 ２．人格権侵害に関するトラブル ／ 被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第３条第２項第１号から第３号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。 ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する２輪以上の車(※１)およびその付属品(※２)をいいます。 （※１）２輪以上の車 ペダルのない二輪遊具、レールにより運転する車、身体障がい者用の車（身体障がい者用車いすを含みます。）および幼児用の３輪以上の車を除きます。 （※２）その付属品積載物を含みます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、WEBお申込画面等にご入力の内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- WEBお申込画面等にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEBお申込画面等のご入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務（Ｊ1・Ｊ2プランを除きます。）

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険　等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

＊告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　　など

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※１）より前に発病（※２）した疾病（※３）に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、保険期間が1年の契約については、ご加入初年度の保険期間の開始時（※１）より前に発病（※2）した疾病（※3）であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時（※１）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

（※１）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※２）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

（※３）入院療養一時金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時より前に被った身体障害をいいます。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【J１・J２プラン以外の場合】

- WEBお申込画面等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
  追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故めによるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度または それ以上の危険を有する職業

【プラン共通】

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- WEBお申込画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガ等を生じをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後４時に始まります。

＊中途加入の場合は、加入申込日の翌日の午前0時に始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて３０日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパン に書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
  （注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
  なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
  ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
  ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合　など

保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類　など
③ 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類　など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保 険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

８.複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	70%
東京海上日動火災保険株式会社	20%
AIG損害保険会社	10%

９.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（１）保険期間が１年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（２）保険期間が１年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の９割（※）までが補償されます。

（※）保険期間が５年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

１０.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

！ もう一度ご確認ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約　□保険期間　□保険金額
□保険料、保険料払込方法　□満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

□ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

□ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

□ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【Ｊ１・Ｊ２プラン以外のプランにご加入になる方のみご確認ください】
□ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者

※１　オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※２　プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

令和８年３月吉日

『鹿児島県 PTA 連合会総合保障制度』パンフレットの記載内容の訂正について

損害保険ジャパン株式会社

拝啓　時下ますますご清栄のことお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、５月よりご案内申し上げたパンフレットの記載内容の訂正がございます。
つきましては、下記の通り訂正させていただきます。
なお、下記の内容に基づく保険料の変更はございません。

敬具

記

１．パンフレット P.7 に記載の「疾病入院療養一時金」につきまして、下記のとおり訂正いたします。

誤：疾病入院療養一時金　⇒　正：入院療養一時金

パンフレットでは、病気の時のみ入院療養一時金のお支払いがなされるように記載されておりますが、ケガに伴う入院療養の場合でも保険金をお支払いいたします。

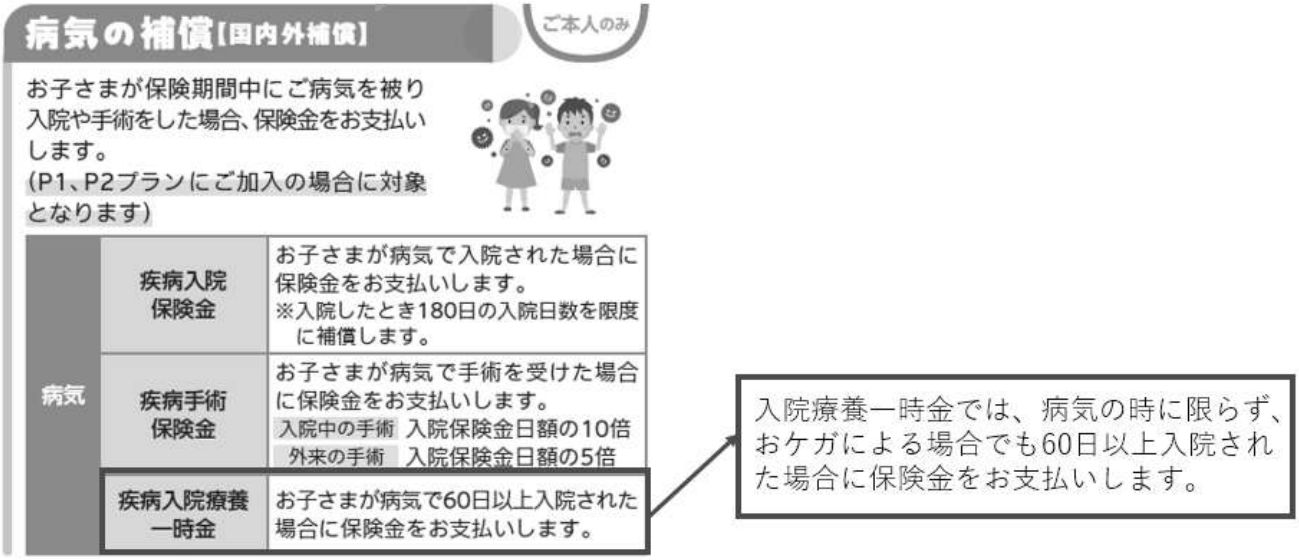

２．パンフレット P.7 に記載の携行品損害の補償につきまして、下記のとおり訂正いたします。

誤：自宅外　⇒　正：居住の用に供される建物外

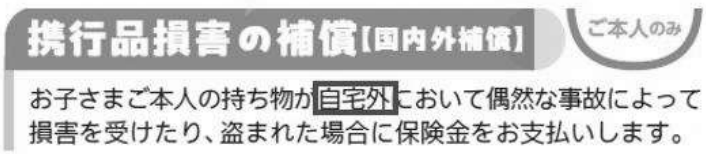

以上